



長野県報

5月28日(木)
平成27年
(2015年)
第2677号

目次

規則

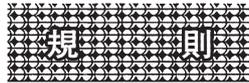
事務処理規則等の一部を改正する規則（森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室）	1
長野県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則（組織犯罪対策課）	9
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）	9
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）	9

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	9
国土調査法に基づく平成27年度地籍調査事業計画（農地整備課）	9
基本測量の実施（2件）（建設政策課）	10
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	10
公共測量の終了（建設政策課）	10

公告

県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	10
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	11
住民監査請求の監査結果の公表（監査委員事務局）	11



事務処理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年5月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第38号

事務処理規則等の一部を改正する規則
(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(51)中「狩猟の適正化に関する事項」を「管理並びに狩猟の適正化に関する事項」に改め、同ア中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同(7)のa中「を目的としたもの」を「の目的で行うもの及び公益上の必要があると認められる目的で行うもの（2以上の地方事務所の管轄区域に係るものに限る。）」に改め、同(7)のa中「徴収」を「徴収（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）」に改め、同dを同eとし、同cの次に次の事項を加える。

d 第75条の2の規定による照会及び報告の徴収

別表第2の5の(51)のアの(4)を同(4)とし、同(4)から(5)までを同(4)から(4)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

- a 第14条の2第8項第2号の規定による夜間銃猟に関する事項の確認
- b 第14条の2第9項の規定により読み替えて適用される第9条第8項の規定による従事者証の交付（実施区域が2以上の地方事務所の管轄区域にまたがる指定管理鳥獣捕獲等事業に係るものを除く。c及びdにおいて同じ。）
- c 第14条の2第9項の規定により読み替えて適用される第9条第9項の規定による従事者証の再交付
- d 第14条の2第9項の規定により読み替えて適用される第9条第11項の規定による従事者証の返納の受理

別表第2の5の(51)のイ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

る法律施行規則」に改め、同(カ)を同(ケ)とし、同(ク)を同(キ)とし、同(ク)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第13条の9第5項の規定による届出の受理
- (ロ) 第13条の9第6項の規定による届出の受理
- (ハ) 第13条の9第7項の規定による届出の受理

別表第2の5の(51)のうち「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に改め、同(7)中「アの(イ)のa」を「アの(ロ)のa」に改め、同エを削り、同オを同エとする。

別表第3の2中「同(57)のイ」を「同(51)のアの(カ)のd、同(57)のイ」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第2条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項第1号及び第77条第9項第5号中「及び」を「及び管理並びに」に改める。

別表第32の2の長野県環境審議会の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

(長野県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第3条 長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号のシ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律()」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律()」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第3条第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改める。

第4条第1項第2号中「する」を「する捕獲等又は採取等の」に改め、同項第3号中「に規定する許可証又は従事者証」を「、第13条の9第4項又は第19条の9第4項に規定する捕獲等若しくは採取等の許可証、捕獲等、採取等若しくは指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証又は鳥獣捕獲等事業の認定証」に改め、同項第12号中「様式第12号」を「様式第15号」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「様式第11号」を「様式第14号」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号中「様式第10号」を「様式第13号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号中「様式第9号」を「様式第12号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「様式第8号」を「様式第11号」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号中「様式第7号」を「様式第10号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「様式第6号」を「様式第9号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「様式第5号」を「様式第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号中「様式第4号」を「様式第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

(4) 省令第13条の9第1項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者証の交付申請書 様式第4号

(5) 法第18条の3第1項(法第18条の8第6項において準用する場合を含む。)に規定する鳥獣捕獲等事業の認定又は認定の有効期間の更新の申請書 様式第5号

(6) 法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項に規定する変更の認定の申請書 様式第6号

第4条第2項第1号中「第12項又は」を「第12項、第13条の9第5項若しくは第6項又は」に、「様式第9号」を「様式第12号」に改め、同項第2号中「又は第14項」を「若しくは第14項、第13条の9第7項又は第19条の9第6項」に、「又は従事者証」を「、従事者証又は認定証」に改め、同項第5号中「様式第10号」を「様式第13号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「様式第5号」を「様式第8号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「様式第4号」を「様式第7号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第18条の7第3項若しくは第4項又は省令第19条の9第5項の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更又は廃止の届出 認定事項変更等届出書(様式第6号)

様式第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「愛がん」を「愛玩」に改め、同様式の備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 複数人が同一の目的で捕獲等又は採取等の申請をする場合においては、氏名欄に、代表者の氏名とともに代表者以外の者の数を「ほか〇名」と記載すること。

様式第1号の添付書類中 「3 捕獲等又は採取等を依頼された者が申請する場合にあっては、付表(鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)依頼書)」を

「3 備考の2に規定する場合にあっては、代表者以外の者について必要事項を記載した名簿

に改め、同様式の付表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正

4 捕獲等又は採取等を依頼された者が申請する場合にあっては、付表(鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)依頼書)

化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「愛がん」を「愛玩」に改める。
様式第2号中「従事者証交付申請書」を「鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）従事者証交付申請書」に、

従事者の生年月日	年 月 日
----------	-------

を

従事者の生年月日	年 月 日	
狩猟免許を受けている場合	免許の種類	免許
	免許を与えた都道府県知事名	知事
	免状の番号	号
	交付年月日	年 月 日

に改める。

様式第3号中

<input type="checkbox"/> 許可証	<input type="checkbox"/> 従事者証
------------------------------	-------------------------------

を

<input type="checkbox"/> 許可証（鳥獣の捕獲等、鳥類の卵の採取等）	に改める。
<input type="checkbox"/> 従事者証（鳥獣の捕獲等、鳥類の卵の採取等、指定管理鳥獣捕獲等事業）	
<input type="checkbox"/> 認定証	

様式第12号の表面中

※ 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
------------------	--

を

※ 放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
※ 施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号	
※ 対象鳥獣捕獲員	

に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管

理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の裏面中

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項
--

を

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号から第9号までの規定に該当する場合又は対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、その旨	<input type="checkbox"/> 第7号に該当
	<input type="checkbox"/> 第8号に該当
	<input type="checkbox"/> 第9号に該当
(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項	<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員所属市町村の名称（ ）

に、

(6) 職業

を

(7) 職業

に改め、同裏面の備考の2を削り、同備考の3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同備考の

様式第8号の表面中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の裏面中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、

「

		知事
--	--	----

を

「

		知事
(5) 試験の受験を希望する会場及び試験日		
年 月 日	会	場

」

に改め、同裏面の備考の1を削り、同備考の2を同

備考の1とし、同備考の3中「囲む」を「囲み、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の申請者が猟銃・空気銃所持許可証の交付を受けている場合は、その番号及び交付年月日を記載する」に改め、同3を同備考の2とし、同備考の4を同備考の3とし、同様式を様式第11号とし、様式第7号を様式第10号とし、様式第6号を様式第9号とし、様式第5号を様式第8号とし、様式第4号を様式第7号とし、様式第3号の次に次の様式を加える。

(様式第4号)(第4条関係)

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者の主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 電話
申請者の名称及び代表者の氏名	㊟

下記のとおり従事者証を交付してください。

記

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間		
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域		
従事者の住所		
従事者の氏名		
従事者の職業		
従事者の生年月日	年 月 日	
狩猟免許を受けている場合	免許の種類	免許
	免許を与えた都道府県知事名	知事
	免状の番号	号
	交付年月日	年 月 日
銃器を使用する場合	猟銃・空気銃所持許可に係る許可証の番号	号
	交付年月日	年 月 日
	銃砲の種類	

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 従事者が複数いる場合は、従事者のうち1名について記載し、他の従事者については、上記と同様の内容を記載した名簿を添付すること。

(様式第5号)(第4条関係)

鳥獣捕獲等事業認定(更新)申請書

年 月 日

長野県知事 殿

※ 認定証番号	
※ 認定証交付年月日	
申請者の主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 電話
申請者の名称及び代表者の氏名	㊟

鳥獣捕獲等事業が基準に適合していることについて、認定(更新)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1. 有 2. 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

- (備考) 1 代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 夜間銃猟の実施欄は、該当番号を○で囲むこと。
 3 ※印欄は、認定の有効期間の更新の申請の場合に記載すること。

(添付書類) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項各号に掲げる書類

(様式第6号)(第4条関係)

鳥獣捕獲等事業変更認定申請書 認定事項変更等届出書		年 月 日
長野県知事 殿		
認 定 証 番 号		
認 定 証 交 付 年 月 日		
主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)	電話
名称及び代表者の氏名	④	
<input type="checkbox"/> 変更認定申請 認定を受けた鳥獣捕獲等事業について、下記のとおり変更の認定をしてください。 <input type="checkbox"/> 変更等届 下記のとおり変更(事業廃止)しましたので、届け出ます。		
	変更前	変更後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変更日、変更予定日又は 廃止日		

- (備考) 1 変更等届にあつては、押印を要しない。
 2 変更認定申請にあつては、代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 3 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
 4 事業廃止に係る届出にあつては、変更の内容及び変更の理由の記載を要しない。
 5 申請書類の内容の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例施行規則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域等の標識の寸法等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室

長野県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年5月28日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第5号

長野県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

長野県暴力団排除条例施行規則（平成23年長野県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条第1項第10号」を「第12条第1項第11号」に改める。

附則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

組織犯罪対策課

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年5月28日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第11条第1項第12号」を「第11条第1項第13号」に改め、同条第3項中「第11条第1項第13号」を「第11条第1項第14号」に改め、同条第4項中「第11条第1項第14号」を「第11条第1項第15号」に改め、同条第5項中「第11条第1項第15号」を「第11条第1項第16号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

生活安全企画課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年5月28日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第7号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

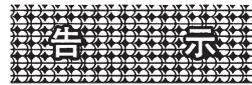
長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項及び第33条第2項第13号中「及び第12号」を「、第12号及び第14号」に改める。

附則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

交通企画課



長野県告示第267号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年5月28日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人三世会 金澤病院	佐久市岩村田804番地	平成30年6月4日

医療推進課

長野県告示第268号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成27年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成27年5月28日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称

調査地域

調査期間

南佐久郡川上村

南佐久郡川上村大字川端下の一部

平成28年3月31日まで

農地整備課